

譲渡制限株式の売渡請求制度と 判例に見る問題点等の検討

中 村 信 男

1 はじめに

株主が死亡した場合、その保有株式は当該株主の一身専属財産ではないため、相続人がいるときは、相続放棄が行われれない限り、当該株式が相続人に一般承継される（民法896条本文）。これは、当該株式が譲渡制限株式であっても変わらない。相続による株式の移転は、相続人が「譲渡によって当該株式を取得する」ことに該当しないからである。同様の問題は、公開会社でない株式会社（以下、「非公開会社」という。）の株主（例えば、創業者等）がその所有する譲渡制限株式を包括遺贈する場合⁽¹⁾のほか、合弁会社の合弁当事会社である場合において、当該合弁会社が非公開会社であるときに、合弁当事会社の一つが他社に吸収合併される等して、当該会社が保有する譲渡制限株式が吸収合併存続会社等に一般承継されるケースでも生じうる⁽²⁾。

-
- (1) 株式が包括遺贈される場合も、一般承継すると考えられている（民法990条）。中川善之助＝泉久雄『相続法〔第三版〕』547頁（有斐閣，1988年），中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法（28）』201頁（阿部徹）（有斐閣，1988年）。
- (2) この種のケースにつき、会社法174条以下の売渡請求制度を定款に規定しておくことの必要性を説くものとして、ジョイント・ベンチャー研究会編著『ジョイント・ベンチャー契約の実務と理論』115頁（高橋利昌）（判例タイムズ社，2006年）。

しかし、当該譲渡制限株式の発行会社が非公開会社である場合に、死亡株主以外の残存株主にとっては、相続等による株式の一般承継人（以下、これを「一般承継株主」という。）が好ましくないという事態が生じることもありうる。このような場合でも、譲渡制限株式の一般承継には定款所定の株式譲渡制限が適用されないため、残存株主にとって好ましくない者の会社への参加を排除する株式譲渡制限制度の機能的限界をいかに克服するかが問題となる。そこで、会社法は、譲渡制限株式が相続や合併等により一般承継された場合には、一定の条件のもとで、会社が譲渡制限株式の一般承継による取得者に対して売渡請求を行い、一般承継株主の同意がなくとも当該株式を取得することができるものとし（以下、これを「売渡請求制度」という。）、その問題に対する所要の措置を講じている（会社法174条以下）。

ところで、会社法により導入された譲渡制限株式の売渡請求制度に関しては、近時、この制度の運用にとって重大な意義を有する判例が数件公表されている。その一つ（東京高判平成24年11月28日資料版商事法務356号30頁）では、一般承継株主が複数の共同相続人である場合に、会社は共同相続人の一部の者だけを対象として譲渡制限株式の売渡請求を行うことができる旨が判示されているが、同時に、共同相続人間の遺産分割協議が難航し各相続人の具体的な相続株式数の配分が未確定であるときに、会社が当該共同相続人の一人に対してどのように株式の売渡しを請求するのかが検討課題ともなっている。また、制度導入当初から、支配株主・創業者株主の死亡時に売渡請求制度を逆手にとって他の株主が支配株主・創業者株主の相続人を排除しようという問題も指摘されており、この制度自体、もろ刃の剣として機能し得るため、そのような事態に対する法的対応のいかんも検討課題となる。

本稿では、まず、会社が譲渡制限株式をその一般承継取得株主から取得する方法としての売渡請求制度を、制度導入の経緯、ならびに、会社が一般承継株主との合意に基づき当該一般承継株主のみから譲渡制限株式を取得する会社法

162条所定の方法との比較も含めて概観する(2, 3)。その上で、売渡請求制度の関連問題を扱った近時の判例を素材にして、会社が譲渡制限株式の一般承継後に売渡請求制度を定める定款変更を行うことの可否、売渡請求期間の起算日、複数の一般承継株主すなわち共有株主の一部に対する請求の可否等を検討し(4)、最後に、株式を売り渡す株主の議決権が排除されることに伴う支配株主・創業者株主の相続人の排除問題につき先行研究で示された解釈論および立法論を取り上げ、その当否等につき若干の検討を加える(5, 6)。

2 会社法による売渡請求制度の導入と立法の経緯

(1) 譲渡制限株式の一般承継と株式譲渡制限との関係

譲渡制限株式は、定款の定めをもって、相続または合併その他の一般承継⁽³⁾による当該株式の移転について会社の承認を要する旨を定めることができないと解されている⁽⁴⁾。また、一般承継による譲渡制限株式の移転が「譲渡による当該株式の取得」ではないので、当該株式の譲渡による取得について会社の承認を要する旨の定款規定(会社法107条1項1号・2項1号, 108条1項4号・2項4号)の適用を受けない⁽⁵⁾。

そのため、会社は、譲渡制限株式の一般承継の場合に一般承継人を株主として扱うことを要するため、譲渡制限株式の一般承継の場合は、定款に定めた株式の譲渡制限では残存株主にとって好ましくない株主の出現を防ぐことができない。しかし、従来より、株式譲渡制限の制度趣旨に照らし、譲渡制限株式の

(3) 包括遺贈も一般承継に含まれる。中川=泉・前掲書(注1)547頁, 中川=加藤編・前掲書(注1)201頁(阿部徹)。このほか、株主が株式会社または合同会社である場合において、会社分割により吸収分割承継会社・新設分割設立会社に承継される資産の中に、分割会社の有する譲渡制限株式が含まれているケースも一般承継に含まれる。江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』224頁(有斐閣, 2011年)。同旨, 平野敦士「会社法施行で注意したい相続人等への株式の売渡請求の問題点」税務弘報54巻4号46頁(2006年)。

(4) 山下友信編『会社法コンメンタール3-株式[1]』49頁(山下友信)(商事法務, 2013年)。

(5) 江頭・前掲書(注3)224頁, 山下・前掲書(注4)379頁(山本爲三郎), 山下友信編『会社法コンメンタール4-株式[2]』119頁(伊藤雄司)(商事法務, 2009年)。

一般承継の場合にも残存株主にとって好ましくない一般承継株主を会社から排除する手段を法律上手当することが立法課題とされてきた⁽⁶⁾。

(2) 譲渡制限株式の売渡請求制度導入までの経緯と制度趣旨

① 昭和61年5月の商法・有限会社法改正試案

この問題に対する会社法制定までの議論・立法の経緯を顧みると、まず、昭和61年5月に法務省民事局参事官室が公表した「商法・有限会社法改正試案」(以下、「昭和61年改正試案」という。)では、定款をもって株式の譲渡制限を定めた株式会社と持分譲渡が法律上制限されている有限会社を対象に、譲渡制限株式または有限会社の社員持分の相続・合併による一般承継があったときは、株主総会または社員総会の決議で指定された者が一般承継株主・社員に対し当該株式・持分の売渡を請求できるものとする制度の新設が提案されていた(同試案・三三)。その趣旨は、定款に定める株式譲渡制限の対象とならない譲渡制限株式の相続・合併等の一般承継による株主の変動が必ずしも会社にとって好ましいものとは限らないために、実務界においても、相続等による譲渡制限株式の一般承継につき制限を望む意見が多かったことから、こうした実務上のニーズに応えようとするにであった⁽⁷⁾。

(6) 大野正道「株式・持分の相続と企業承継法」竹内昭夫編『特別講義商法Ⅰ』45頁～47頁(有斐閣、1995年)。同様の問題は、平成17年(2005年)の法改正で廃止された有限会社法により譲渡が制限されていた有限会社の社員持分についても指摘されていた。

合名会社・合資会社・合同会社の社員の持分は、社員の死亡が法定退社事由とされているため(会社法607条1項3号)、社員の死亡の場合に原則として相続人の持分承継という問題は生じない。ただ、平成17年改正前商法には明文の規定はなかったものの、死亡社員の相続人が当該社員の持分を相続により承継する旨を定める定款規定は絶対に無効とは言いきれないとの指摘が行われていたし、会社法では、持分会社の社員が死亡した場合または合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨を定款で規定することができるとされている(会社法608条1項)。したがって、定款の定めがあるときは、持分会社の社員の死亡に伴って当該死亡社員の持分の相続人への一般承継が生じるため、残存社員と相続社員との関係をどのように調整・整理するのかという問題が惹起されることに留意する必要がある。

(7) 稲葉威雄＝大谷禎男『商法・有限会社法改正試案の解説』58頁(商事法務、1986年)。

もっとも、立法のあり方としては、譲渡制限株式の一般承継そのものにつき会社の承認を要するものとする方法を採用することも考えられたが、そのような方法では、会社が承認するかどうか未定の段階の法律関係の手当てが複雑になることが懸念された。そのため、昭和61年改正試案は、一旦は相続・合併等による譲渡制限株式の移転が生じることを認めた上で、その後に株主総会で指定された者からの売渡請求を認めるという方法を採用することを提案したとされている⁽⁸⁾。

この提案内容は、相続人等の一般承継株主も含む株主が株主構成の問題を決定することが想定されていたので⁽⁹⁾、その点で、一般承継株主の同意なくその他の株主のみで行う株主総会特別決議により一般承継株主を排除することを認める会社法174条以下の売渡請求制度とは異なるものであった。それでも、昭和61年改正試案の上記提案は、譲渡制限株式の相続人等の所有権保護の点で問題なしとしないとされたため⁽¹⁰⁾、立法化が見送られた。

② 平成6年改正商法による対応と限界

その後、この問題に対する一定の立法的手当てが行われたのが、平成6年の商法改正の時であった。平成6年改正商法は、当時の立法主義であった自己株式取得禁止の原則（平成6年改正商法210条）に対する例外の一つとして、定款を以て株式の譲渡を制限する株式会社が、譲渡制限株式を相続により取得した株主の相続人から相続開始後1年以内は当該相続人との合意に基づき相続株式を取得することができる旨を規定した（同法210条ノ3第1項）。

この立法は、閉鎖的株式会社（会社法にいう非公開会社）の株主の死亡に伴う株式の相続に関して生じがちな問題の解決の少なくとも一助にはなりうるとの若干前向きな評価を受けつつも、第1に、株主の死亡による譲渡制限株式の

(8) 稲葉＝大谷・前掲書（注(7)）58頁。

(9) 稲葉＝大谷・前掲書（注(7)）58頁。

(10) 岩原紳作「自己株式取得規制の見直し〔下〕」商事法務1335号21頁（1993年）、山下編・前掲書（注(5)）119頁（伊藤雄司）。

相続の場合を対象とするのみ⁽¹¹⁾で、昭和61年改正試案が問題としていた合併のケースを射程に含めていなかった。その理由は、株主の相続の発生が日常的といえるのに対し、株主の合併は事例として極めて稀であって、その場合にまで会社による株式の買取を認めるだけの実際上のニーズが乏しい上に、合併が作為的なものであることが考慮されたことにあるとされていた⁽¹²⁾。

しかし、譲渡制限株式の株主が法人である場合に当該法人株主が合併により消滅し、当該株式が存続会社等に一般承継されるケースは日常的でなく稀であるとしても、合併会社等ではその種のケースに備えて対応するニーズはあったはずであろうから、平成6年改正商法は合併のケースを除外していた点で十分な問題解決策となり得なかったのであろう。

第2に、昭和61年改正試案の上記提案が株主の相続人の意向いかにかわらず会社が相続株式を強制取得できる仕組みを提案していたことが、閉鎖会社の閉鎖性維持のための措置として行き過ぎである上に、株主の相続人の所有権保護の観点からも問題であるとの理由から、平成6年改正商法の上記規律は、会社による相続株式の取得にあくまで相続株主と会社との合意を要する立法主義を採用した⁽¹³⁾が、そのことと、他の事由による取得自己株式の数を合わせて発行済株式総数の5分の1を超えることができないとされていた点において限界があるとされていた⁽¹⁴⁾。

そのため、当時、立法論として、譲渡制限株式の相続人等の一般承継株主に対する売渡請求権の立法化を検討することの必要性が提唱されていた⁽¹⁵⁾。また、

(11) 吉戒修一「平成六年商法改正法の解説〔6〕」商事法務1366号14頁（1994年）。

(12) 吉戒・前掲解説（注(11)）15頁。

(13) 吉戒・前掲解説（注(11)）15頁。

(14) 青竹正一「閉鎖会社の自己株式取得」ジュリスト1052号20頁（1994年）、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法第3補巻（平成6年改正）』82頁、86頁（浜田道代）（有斐閣、1997年）、山下編・前掲書（注(5)）119頁（伊藤雄司）。

(15) アメリカ法を参考に閉鎖会社（closed corporation）の死亡株主の株式を会社や他の株主が買い取る立法措置を提唱する青竹・前掲論文（注(14)）22頁（注(22)）のほか、上柳ほか編・前掲書（注(14)）87頁（浜田道代）。

中小企業団体を中心に、依然、株式・持分の相続制限を要望する意見は根強かったといわれている⁽¹⁶⁾。

③ 会社法における売渡請求制度の導入

こうした事情を制度的背景として、平成13年1月31日に公表された中小企業政策審議会企業制度部会の報告書「中小企業政策の視点からの商法改正について」では、円滑な事業承継の実現が中小企業の重要な経営課題であるとの観点に立ち、昭和61年改正試案と同様、定款の定めがあれば、相続または合併による譲渡制限株式・持分の一般承継があったときに、株主総会決議により指定された者が、一定の期間内に、相続等の一般承継により移転した株式・持分の売渡を当該株式の取得者に対し請求できることとする立法提案を示していた⁽¹⁷⁾。さらに、平成15年5月公表の同部会の報告書「中小企業政策の視点からの新しい会社法のあり方について」においても、譲渡制限株式・持分の相続・合併時に会社に売渡請求権を認めることや、譲渡制限株式の譲渡の場合と同様の承認手続きの仕組みを設けることを提言していた⁽¹⁸⁾。

もともと譲渡制限株式・有限会社の社員持分の相続・合併等の一般承継による移転についてこうした立法提言が行われていたことに加え、会社法定の際に、中小企業における事業承継等の円滑化のために強い実務上の要請が寄せられたことを受けて⁽¹⁹⁾、法制審議会会社法（現代化関係）部会「会社法制の現代化に関する要綱試案」（平成15年10月22日）は、株式会社に関連して以下の提案を行った。第1は、定款に定める株式譲渡制限制度について、定款をもって、譲渡制限株式の相続・合併等の譲渡以外の事由による株式の移転についても会社の承認を要する旨を定めることができるものとすることである（要綱試案第

(16) 奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール会社法1』312頁（大野正道）（日本評論社、2010年）。

(17) 奥島・落合・浜田・前掲書（注06）313頁（大野正道）。

(18) 奥島・落合・浜田・前掲書（注06）313頁～314頁（大野正道）。

(19) 相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』44頁（相沢哲＝豊田裕子）（商事法務、2006年）

四部・第三1(2)②)。第2は、非公開会社(要綱試案にいう譲渡制限株式会社(要綱試案第四部・第一2(注2))だけを対象に、一般承継株主を除いた株主の議決権行使により行われた株主総会の特別決議による承認があれば、当該会社が一般承継株主から相続または合併等により取得した株式を買い受けることができるものとするものである(要綱試案第四部・第三2(2)③)。

いずれも、定款の定めによる株式譲渡制限の制度が譲渡制限株式の相続・合併等による一般承継に適用されないことによる当該制度の機能的限界に対し所要の手当てを行おうとする趣旨の提案⁽²⁰⁾であった。

しかし、会社法は、第1の提案は採用せずに、譲渡制限株式も株主の死亡・合併等の場合に一般承継により相続人等に移転するため、会社は相続人等が株主となることを拒絶できないことを前提とした上で、定款に定めがあることを条件として、会社が一般承継株主に対し一定期間内に売渡請求を行うことで一般承継株主から譲渡制限株式を強制取得し、当該株主を会社から排除することができる制度を新設するところとなった⁽²¹⁾。これが、現行会社法174条以下に定める売渡請求制度であり、平成6年改正商法に関連して提唱されていた上記立法論を実現したものといえる。一方、要綱試案の第2の提案は、会社法162条に定める自己株式取得に係る特則として立法化され、非公開会社だけを対象とするものとして設計されている。

(3) 売渡請求制度と合意による自己株式取得

会社法は、以上の経緯を経て、譲渡制限株式の一般承継の場合において一般承継株主が残存株主にとって好ましくないときは、会社が当該一般承継株主から譲渡制限株式を取得することで当該一般承継株主を会社から退出させるとい

(20) 法務省民事局参事官室「会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明」(平成15年10月)第四部・第三1(2)・2(2)③。

(21) 江頭・前掲書(注3)253頁、山下編・前掲書(注5)119頁～120頁(伊藤雄司)。

う方法を採用したが、上記のように、この方法も、売渡請求制度に基づいて行われるもの（会社法174条以下）と、会社と一般承継株主との合意に基づき自己株式を取得するもの（会社法162条）とに分かれる。

両者は、株主総会の特別決議を必要とすること（会社法156条1項、175条1項、309条2項2号・3号）、譲渡制限株式が対象であること、自己株式取得の

《別表》 一般承継株主からの譲渡制限株式の会社による取得

	売渡請求制度による取得	一般承継株主との合意による取得
対象会社	非公開会社のみならず、譲渡制限種類株式を発行する公開会社も対象となる。	非公開会社に限られる（会社法162条但書・同条1号）。
定款規定の要否	定款の定めが必要である（会社法174条・175条1項）。	定款の定めを必要としない。
取得合意の要否	会社の一方的な売渡請求による取得であり、一般承継株主との合意は不要である。	会社と一般承継株主との合意が必要である。
取得可能期間	会社が譲渡制限株式の一般承継のあったことを知った日から1年以内に売渡請求を行う必要がある（会社法176条1項但書）。	取得可能期間の制限は法定されていない。
機関決定	株主総会の特別決議が必要である（会社法156条1項、175条1項、309条2項2号・3号）。	
財源規制の適用	取得価額の総額が効力発生日における分配可能額を超えてはならない（会社法461条1項2号・5号）。	
一般承継株主が議決権を行使した場合の扱い	一般承継株主が議決権を行使しても、会社は、上記請求可能期間内であれば、売渡請求を行い一般承継株主から譲渡制限株式を取得することができる。	一般承継株主が株主総会または種類株主総会で議決権を行使した場合は、会社は、他の株主の売主追加請求権（会社法160条3項）を排除して一般承継株主から譲渡制限株式を取得できない。
価格決定申立制度の有無	会社の売渡請求に基づく譲渡制限株式の一般承継株主からの取得であるため、売買価格決定申立制度が用意されている（会社法177条2項以下）。	会社による譲渡制限株式の取得が一般承継株主との合意に基づくものであるため、売買価格決定申立制度は法定されていない。

財源規制の適用があること（会社法461条1項2号・5号）の3点において共通するが、別表の記載の通り、対象会社に違いがあるほか、前者が会社の一方的請求による譲渡制限株式の強制取得を認めるものであるのに対し、後者が株主との合意に基づく自己株式取得の一環であるという構造的な違いゆえに、定款の規定の要否や価格決定申立制度の有無等の点で異なっている。

3 会社からの売渡請求による取得

(1) 売渡請求制度の趣旨と特色

会社法174条以下に定める会社から一般承継株主に対する譲渡制限株式の売渡請求の制度は、会社が譲渡制限株式を一般承継株主に対する一方的な売渡請求により取得し、当該一般承継株主を会社から排除することを可能にする制度である点に主たる特色があり、一種のキャッシュ・アウトといえる。

そのため、定款の相対的記載事項とされて、会社が売渡請求を行うためには、その旨の定款の定めが必要とされ（会社法174条・175条1項）、請求期間も、会社が譲渡制限株式の一般承継のあったことを知った日から1年以内に行う売渡請求に限定されている（会社法176条1項但書）。また、取得価格について会社と一般承継株主との間の協議が整わないときには会社または売渡請求を受けた一般承継株主が裁判所に対し取得価格の決定を申し立てることができるものとされるだけでなく（会社法177条2項以下）、譲渡制限株式の通常の譲渡の場合（会社法144条5項）と異なり、取得価格の協議が不調の場合に所定の期間内に会社または当該一般承継株主から価格決定の申立てがないときには、売渡請求が失効するものとされ、一般承継株主の利益保護が図られている。

その一方で、売渡請求を行うことができる会社は、非公開会社のみならず、譲渡制限種類株式を発行する公開会社をも含んでおり、一般承継株主との合意に基づき当該一般承継株主のみから譲渡制限株式を取得することを非公開会社だけに認める会社法162条の規律と異なっている⁽²²⁾。売渡請求制度が公開会社

も対象とするのは、公開会社において譲渡制限種類株式が発行されるのが、例えば、拒否権付種類株式のように経営に対する発言権が大きい種類株式に譲渡制限条項が付加されるケースであるため、その種の種類株式の一般承継の場合にも売渡請求の発動を会社に認める必要があると考えられるからであろう⁽²³⁾。それゆえ、売渡請求制度が対象とする譲渡制限株式には、株式会社が発行するすべての株式の内容として定款の定めを以て当該株式の譲渡による取得につき会社の承認を要する旨の制限を付したもの（非公開会社の譲渡制限株式）（会社法107条1項1号）だけでなく、公開会社がある種類の株式の内容として当該株式の譲渡による取得につき会社の承認を要する旨を定款で定めた譲渡制限種類株式（会社法108条1項4号）も含まれる⁽²⁴⁾。

(2) 取得手続き等

① 売渡請求のための前提要件

会社が譲渡制限株式を一般承継株主に対する売渡請求に基づいて取得するための手続きを概観してみると、まず会社が譲渡制限株式の売渡請求を一般承継株主に対して行うための前提条件として、第1に、当該会社の定款に、「当該会社は、相続その他の一般承継により当該会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、当該株式を当該会社に売り渡すことを請求することができる」旨の定めがあることが必要である（会社法174条・175条1項）。

第2は、譲渡制限株式について相続その他の一般承継が生じていることであり、株主の死亡による株式の相続のケースや、合弁会社の合弁当事会社のように

(22) もっとも、公開会社でも譲渡制限株式を一般承継株主から当該株主との合意に基づいて取得することは可能であるが、その場合は会社法162条所定の特則の適用を受けないため、一般承継株主からの取得であるからといって、他の株主からの売主追加請求（会社法160条3項）を排除することができない。

(23) 山下編・前掲書（注5）121頁（伊藤雄司）。

(24) 松本真＝清水毅「譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求（上）」登記情報543号28頁（2007年）。

に譲渡制限株式を有する法人株主である場合において、当該法人株主が合併により消滅し、その権利義務が吸収合併存続会社または新設合併設立会社に一般承継されるケース（会社法2条27号・28号）のほか、譲渡制限株式を有する株式会社または合同会社が吸収分割または新設分割を行い、その事業に関して有する権利義務として当該譲渡制限株式を吸収分割承継会社または新設分割設立会社に承継させる場合が、一般承継事由となる²⁵⁾。

このうち、譲渡制限株式の相続の場合には、相続人が複数存在するケースが現実にある。その場合、複数の共同相続人間で遺産分割協議等が成立するまでは、当該株式は共同相続人間の準共有の状態となるが、会社は、準共有状態にある譲渡制限株式についても一般承継株主に対し売渡請求を行うことができる。問題は、その場合に会社が譲渡制限株式を一般承継により取得し準共有している共同相続人の全員に対して売渡請求をすることを要するのか、その一部に対して売渡請求をすることも妨げないのか、である。この問題を争点として取扱った判例が、東京高判平成24年11月28日資料版商事法務356号30頁（共和証券株主総会決議取消請求事件）であり、後掲4で改めて検討する。

第3に、売渡請求に基づいて会社が譲渡制限株式を一般承継株主から取得する場合は、取得対価の帳簿価額の合計額が取得の効力発生日における分配可能額を超えることができない（会社法461条1項5号）。ただ、この財源規制は当該会社による自己株式取得の時点での財源規制であり、売渡請求そのものの前提条件というわけではない。

② 売渡請求のための手続き

次に、会社が一般承継株主に対しその有する譲渡制限株式の売渡請求をする場合の手続きについてみると、第1に、会社が譲渡制限株式の売渡請求を一般承継株主に対し行うためには、その都度、株主総会の特別決議によって、売渡

25) 江頭・前掲書（注3）224頁、平野・前掲論文（注3）46頁。

を請求しようとする株式の数（種類株式発行会社では株式の種類および種類ごとの数）および当該株式を有する者（すなわち売渡請求の相手方である一般承継株主）の氏名または名称を定めることを要する（会社法175条1項、309条2項3号）。

この段階では、一般承継株主は名義書換を済ませて株主たる地位を有しているはずであろうが、売渡請求制度が、大株主である一般承継株主が他の株主を出し抜いて投下資本の回収を図るために利用されないようにして、株主平等の実質的な確保を図るため、売渡請求を受ける一般承継株主は、売渡請求のための株主総会決議には議決権を行使することができない（会社法175条2項本文）。ただし、当該株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、その限りではない（同項但書）が、議決権が制限される限り、当該株主の議決権は当該決議に係る定足数にも算入されない。

しかし、会社から売渡請求を受ける一般承継株主が当該売渡請求のための株主総会決議について議決権を行使できず、当該決議に関する定足数にも算入されないことから、創業者株主やオーナー株主が死亡した場合に支配株式会社である譲渡制限株式を一般承継することが通常と考えられる一般承継株主が、少数派株主の意向次第で会社から排除されることもあり得る²⁶⁾。同制度を逆手に取った事態にどのように対処するかは留意すべき重要問題の一つであり、後掲5、6で会社法上の救済策や対応策の有無につき言及する。

なお、売渡請求を受ける一般承継株主に対し、会社は、当該売渡請求のための株主総会決議について招集通知を発することを要しないのかどうか、も併せ問題となる。この点、当該一般承継株主の議決権排除は、昭和56年改正商法により削除された特別利害関係株主の議決権排除の制度（昭和56年改正前商法239条5項）を限定的に復活させたものであることを理由に、議決権を制限さ

²⁶⁾ 平野・前掲論文（注3）47頁、50頁。

れる一般承継株主も当該株主総会の招集通知を受け、意見を述べる等の権利を有するとする説が唱えられている⁽²⁷⁾。会社が株主総会招集通知を発することを要しない株主は、会社法298条2項カッコ書きにより、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主とされていることから、売渡請求を受ける一般承継株主のように当該売渡請求に係る株主総会決議についてのみ議決権を行使できない限定的議決権制限のケースでは、当該株主への招集通知が依然必要ということになるのか。

③ 売渡請求の手続き

株主総会の特別決議により所定の事項が決定されると、会社は、当該決議で請求相手方として定めた一般承継株主に対し、当該決議で定めた株式を当該会社に売り渡すことを請求することができる（会社法175条1項本文）。この際、会社は当該会社への売渡を請求する株式の数（種類株式発行会社の場合は、当該株式の種類・数）を明示して売渡請求を行うことを要するが（同条2項）、その相手方である一般承継株主には拒絶の権利がない⁽²⁸⁾。この請求権は形成権とされ、その行使により会社と請求対象となった一般承継株主との間に請求対象株式に係る売買契約が成立すると解されるからである⁽²⁹⁾。

売渡請求は、会社法上は書面によることを要するとされていないが、請求日が裁判所に対する売買価格決定申立の申立期間の起算点となる点⁽³⁰⁾で、また株式の売渡請求に関する会社の意思を請求対象の一般承継株主に対し明確にする点⁽³¹⁾で、重要な意義を有するため、実務上はこれを書面（例えば、内容証明郵便の送達）により行うことが望ましいとの指摘⁽³²⁾があり、傾聴に値しよう。

(27) 山下編・前掲書（注(5)）126頁～127頁（伊藤雄司）。

(28) 平野・前掲論文（注(3)）49頁、松本＝清水・前掲解説（注(24)）27頁。

(29) 江頭・前掲書（注(3)）254頁。この点につき、会社がいつでも売渡請求を撤回できるとされているため（会社法175条3項）、売渡請求の効果として売買契約が成立すると法律構成の実益は少ないとする指摘もある。山下編・前掲書（注(5)）127頁（伊藤雄司）。

(30) 平野・前掲論文（注(3)）49頁、山下編・前掲書（注(5)）127頁（伊藤雄司）。

(31) 山下編・前掲書（注(5)）127頁（伊藤雄司）。

また、会社からの売渡請求は、当該会社が譲渡制限株式に係る相続その他の一般承継があったことを知った日から1年を経過したときは、これを行うことができない（会社法176条1項但書）。会社が譲渡制限株式の一般承継の事実を知った日から1年を経過すると、一般承継株主と会社との間に安定的な関係が形成されると考えられることや、売渡請求制度が一般承継株主の同意によらずその他の残存株主の判断に基づき当該一般承継株主を会社から排除する制度であるため、長期間にわたって一般承継株主を不安定な地位に置くべきでないと考えられたことが、売渡請求期間の制限の理由である⁽³³⁾。

ちなみに、売渡請求期間の起算点は、会社（の代表取締役）が相続その他の一般承継の発生そのものを知った日とされている。具体的には、株主名簿の名義書換請求によって初めて会社が一般承継の事実を知ることが多いとされているが、非公開会社では、名義書換請求を待たずに一般承継の発生の事実を知るに至るケースも少なくないとされている⁽³⁴⁾。いずれにせよ、その点は事実問題であり、譲渡制限株式の共同相続の場合には、共同相続人間の遺産分割協議が成立していなくとも、ともかく会社において共同相続があったことを知るに至った日が起算点となる⁽³⁵⁾。

一方、株主が死亡した場合については、会社が当該株主の死亡の事実を知った日と、当該株主が有していた当該会社の譲渡制限株式が相続により相続人に承継されたことを知った日のいずれが、売渡請求の起算日となるかは、一つの問題である。東京高決平成19年8月16日資料版商事法務285号148頁は、当該会社が株主の死亡の事実を知った日が起算点となる旨を判示している。この点は後掲4で取り扱う。

(32) 平野・前掲論文（注(3)）49頁。

(33) 山下編・前掲書（注(5)）128頁（伊藤雄司）。相澤・前掲書（注(19)）44頁（相澤＝豊田）、東京高決平成19年8月16日資料版商事法務285号148頁。

(34) 山下編・前掲書（注(5)）129頁（伊藤雄司）。

(35) 山下編・前掲書（注(5)）129頁（伊藤雄司）。

④ 会社による請求撤回の自由

会社法176条3項は、会社はいつでも一般承継株主に対する譲渡制限株式の売渡請求を撤回することができる」と規定し、会社に請求撤回権を広く認めている。請求撤回事由も特段制限されていないし、会社が株主総会の特別決議に基づき行われた売渡請求を撤回する方法も法定されていない。請求撤回が行われる一つの場面は、会社による売渡請求に基づく譲渡制限株式の取得が財源規制違反となることを避けるケースであろうが、この種の場合には、株主総会決議によらず取締役または取締役会の判断で請求撤回を行えると解する必要がある。しかし、そのような事情が認められない請求撤回のケースでは、株主総会の決議による必要があると解すべきでなかろうか³⁶⁾。

それでは、会社が売渡請求を撤回できるのは何時までか。会社法にはこの点についても明文の定めがない。一般承継株主からの譲渡制限株式取得の効果が生じた後に会社が請求を撤回できないことは異論があるまい³⁷⁾。これに対し、取得価格が当事者間の協議または裁判所の決定によって定められた後でも、会社が売買代金を一般承継株主に対して支払い、株式の移転が行われる前であれば、会社は売渡請求を撤回することができるかどうかは一つの解釈問題である。学説は、株券の発行の有無により区別し、株券発行会社の場合は売買価格の決定後であっても株券の交付前すなわち株式の移転の効力の発生前までは会社が売渡請求を撤回でき、株券を発行しない会社の場合は当該会社が売渡請求を撤回できるのは当事者間の協議または裁判所の決定による売買価格の確定時までと解する見解³⁸⁾と、株券発行の有無にかかわらず、当事者間の協議または裁判所による売買価格の決定時点（会社法177条1項・4項）まで売渡請求の撤回が可能であり、その時点以後の撤回は認められないとし、請求撤回期間を

36) 山下編・前掲書（注5）131頁（伊藤雄司）。

37) 山下編・前掲書（注5）129頁（伊藤雄司）。

38) 平野敦士「相続人等に対する株式の売渡しの請求の問題点」立命館経営学47巻5号98頁（2007年）。

狭く解する見解³⁹⁾とに分かれている。もっとも、前説と後説との対立は、株券発行会社における請求撤回期限をめぐるものであり、株券を発行していない会社の場合には、いずれの説であれ、会社が一方的に売渡請求を撤回できる期間を売買価格決定時までと解する点で見解の一致を見ているようである。したがって、株券発行会社に関する限り、前説には、財源規制違反の事態をぎりぎりの時点まで避けることができるメリットがあるようであるが、後説の論者からはそのためには自己株式の取得それ自体を無効と解すれば足り、請求撤回可能期間を長くする必要はないと指摘されている⁴⁰⁾。

売渡請求期間の限定において会社法が一般承継株主の地位の不安定を避けることの必要性を認めていることや、当事者間の協議または裁判所の決定により売買価格が決定された段階では一般承継株主にも保有株式の会社による取得につき一定の期待を抱くと考えられることからすれば、一般承継株主の地位の不安定化を招きかねない前説は、この面での会社法の要請や一般承継株主の期待と相いれないし、株券発行の有無によって、会社が売渡請求を撤回できる期間に差を設ける解釈は問題なしとしまし。これらの点を勘案すると、会社が売渡請求を撤回できるのは、株券発行の有無を問わず、売買価格が決定される時点までと解するのが、合理的ではなからうか。

⑤ 売買価格の決定

会社が一般承継株主に対する売渡請求に基づいて譲渡制限株式を取得する場合の売買価格は、当事者間の協議により定めることを基本とする（会社法177条1項）。しかし、会社と売渡請求を受けた一般承継株主との間の価格決定協議が不調に終わることも少なくないと考えられる。こうした場合に備え、会社法は、会社または売渡請求を受けた一般承継株主のいずれからでも、会社による売渡請求のあった日から20日以内であれば、裁判所に対し売買価格の決定の

³⁹⁾ 山下編・前掲書（注5）129頁～130頁（伊藤雄司）。

⁴⁰⁾ 山下・前掲書（注5）130頁（伊藤雄司）。

申立てを行える旨を定めている（同条2項）。裁判所は、当該申立てを受けると、売渡請求時点における当該会社の資産状態その他一切の事情を考慮して売買価格を決定するものとされている⁽⁴¹⁾（同条3項）。

一方、会社と売渡請求を受けた一般承継株主との間で売買価格の協議が整わないにもかかわらず、会社による譲渡制限株式の売渡請求が行われた日から20日以内に会社または請求対象の一般承継株主のいずれからも裁判所に対して売買価格の決定の申立てが行われなときは、売渡請求の効力が失われる（会社法177条5項）。それだけに、価格決定申立は、売渡請求をした会社のイニシアチブで行われるケースが一般的であろう（後掲東京高決平成19年8月16日のケース参照）。

4 譲渡制限株式の共同相続人に対する売渡請求を巡る問題点

(1) 譲渡制限株式の一般承継後の定款変更による売渡請求条項の追加の可否

会社が譲渡制限株式の売渡請求を一般承継株主に対して行うには、定款に会社はその請求を行うことができる旨の定めがあることを要するが、この定款規定の設定時期について会社法には特段の制限が置かれていない。そのため、譲渡制限株式の一般承継の発生後に会社が定款を変更して、会社が一般承継株主に対し譲渡制限株式の当該会社への売渡しを請求できる旨の規定を新設した上で、一般承継株主に対し、保有する譲渡制限株式の会社への売渡しを請求することが、可能かどうか、すなわち事後的な定款変更により譲渡制限株式の一般承継株主をキャッシュ・アウトすることが可能かどうか⁽⁴²⁾が、問題となる。

これを肯定するのが会社法立案担当者の見解⁽⁴²⁾あり、判例も同様の考え方に立脚している（東京地決平成18年12月19日資料版商事法務285号154頁および抗

(41) 山下・前掲書（注(5)）133頁（伊藤雄司）は、一般承継株主が会社からの一方的な売渡請求により会社から排除されることに鑑み、支配権の移動を伴うケースでは、裁判所は、支配権プレミアム相当部分も積極的に判断要素に取り入れるべきであるとしている。同旨、江頭憲治郎＝中村直人編『論点体系会社法2』26頁（堀田佳文）（第一法規、2012年）。

告審決定の東京高決平成19年8月16日同146頁)。これに対し、学説上は、こうした解釈は一般承継株主に不意打ちを与えることになりかねないことを理由に、一般承継後に上記規定を新設する定款変更が行われたときは、会社は、当該定款変更前に譲渡制限株式を一般承継により取得した株主に対しては売渡請求を行えないとする説が有力に提唱されている⁽⁴³⁾。

一般承継株主の利益に対する一定の保護の必要性を考えると、当該株主に対する不意打ちを避けようとする有力説の見解は傾聴に値する。現に売渡請求制度が一種のキャッシュ・アウトであるという点に鑑みると、全部取得条項付種類株式の取得の場合との比較が参考になるかもしれない。株式会社が発行済普通株式の全部を、定款を変更して全部取得条項付種類株式に転換する場合には、当該定款変更に対抗の株主に株式買取請求権が付与されている（会社法116条1項2号）。このことから、会社法は、事後的な定款変更によって株主をキャッシュ・アウトすること自体を否定するものではないことがわかるが、既存株主に対する不利益の変更であることを考えてか、株式買取請求権を反対株主に付与しているものである。一方、売渡請求制度の導入のための定款変更について、会社法が反対株主の株式買取請求権を認めていないことからすると、定款変更前に譲渡制限株式を一般承継により取得した者に対しては会社が売渡請求を行えないとする制限的な解釈を施すことによってバランスをとることも、一考に値するといえるであろう。

しかし、もともと売渡請求制度は、譲渡制限株式の一般承継の場合には定款所定の株式譲渡制限が適用されないため、会社が当該一般承継人を株主として扱わざるを得ないとしても、一般承継株主がそれ以外の株主にとって好ましくない者であるときには当該一般承継株主を会社から排除することを可能にする

(42) 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説 新・会社法』162頁（Q217）（商事法務，2006年）。同旨、平野・前掲論文（注3）47頁、松本＝清水・前掲解説（注24）28頁。

(43) 山下・前掲書（注5）121頁（伊藤雄司）。

仕組みであることに留意する必要がある。定款変更前の一般承継株主が売渡請求の対象とならないとする限定的な解釈は、売渡請求制度導入の趣旨や経緯に合致しまい。それゆえ、会社が譲渡制限株式の一般承継後に定款変更を行った上で、定款の定めるところに従って一般承継株主に対し譲渡制限株式の売渡請求を行うことも認められるとする立案担当者の考え方に従うべきであろう⁽⁴⁴⁾。ただ、現実問題として、一般承継株主が多数派株主であるケースでは、そもそも定款変更のための株主総会決議そのものが成立しないと考えられるため、事後的な定款変更を行って少数派株主が多数派株主を締出す支配権逆転の手段として使われることはあるまい。

(2) 売渡請求期間の起算日を巡る東京高決平成19年8月16日

① 事案の概要

売渡請求期間は、「会社が相続その他の一般承継があったことを知った日」から1年内とされていることは前述した（会社法176条1項但書）。問題は、株主の死亡により当該株主所有の譲渡制限株式が相続人に一般承継されたときに、売渡請求期間の起算日を、会社が当該株主の死亡の事実を知った日とするのか、相続による当該株主の保有株式が相続人に一般承継されたことを当該会社が知った日と解するのか、である。

これが争点となった東京高決平成19年8月16日資料版商事法務285号146頁は、発行するすべての株式の内容として譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する旨と、会社が相続その他の一般承継により当該会社の株式を取得した者に対し当該株式の当該会社への売渡を請求できる旨の定めが定款に設けられているX株式会社（申立人・原告人）が、申立外株主Aの死亡を理由にA所有の株式を相続により取得したYら（相手方）に対し当該株式の売

(44) 同旨の学説として、松尾健一「東京高決平成19年8月16日判批」商事法務1931号100頁（2011年）。

渡しを請求したものの、Yらの同意が得られなかったため、売渡請求日から20日以内に裁判所に対し価格決定の申立てを行ったという事案である。本件で、X会社の普通株式180株（発行済株式総数の30%に相当）（以下、「本件株式」という。）を有していたAが平成16年8月12日に死亡し、Aの配偶者Bと子のY1～Y4（もう一人の子Cは相続放棄が認められている。）が本件株式を共同相続したが、X会社は同日にAの死亡の事実を知っていたと認定されている。さらに、本件では、X会社がAの死亡を知った後、法定相続人の範囲を知るのに特段の障害があったとはいえ、包括遺贈の場合のようにX会社がおおよそ株式の承継者を知りえない特段の事情があったとはいえないと認定されている。

Y1らは、平成18年5月8日にX会社に対し本件株式の名義書換請求書兼代表者届を送付した上で、同月22日にX会社に対し本件株式の名義をY1らの名義に書き換えるよう請求した。X会社がY1らに対し必要書類の提出を求めたため、Y1らは改めて同年6月16日にX会社に必要書類を提出して名義書換を請求したところ、X会社が同日Y1らへの株主名簿の名義書換を行い、Y1らを株主として扱うようになった。しかし、X会社は同年7月18日に臨時株主総会を開催してY1らに対する本件株式の売渡請求について決議を行い、同月31日到達の書面によりY1らに対しX会社への本件株式の売渡しを請求した。

以上のような背景事情から、X会社の申立てに係る売買価格決定裁判において、Y1らは、売渡請求期間の起算点は、X会社がAの死亡を知った日（平成16年8月12日）と解すべきところ、本件では売渡請求が平成18年7月31日になされているから、X会社の売渡請求それ自体が無効であると主張した。これに対し、X会社が、起算点はX会社が本件株式に係る相続が行われたことを知った日と解すべきであって、その日はY1らから必要書類を添えて名義書換請求の行われた平成18年6月16日であるから、売渡請求は適法であると主張したため、売渡請求期間の起算点の解釈が問題となったものである。

② 原決定（東京地決平成18年12月19日）

原決定（東京地決平成18年12月19日資料版商事法務285号154頁）は、会社法176条1項に定める売渡請求期間の起算日である「会社が相続その他の一般承継があったことを知った日」という文言の意義を、相続の場合は、会社が相続開始の原因である被相続人の死亡の事実を知った日をいうと判示した上で、以上の認定事実を踏まえ、本件においてX会社がAの死亡を知るに至った日が平成16年8月12日であるため、平成18年7月31日の本件株式の売渡請求が請求期間経過後に行われた不適法なものとなり、したがって売買価格の決定申立も不適法であるとして、X会社の申立てを却下した。

原決定は、売渡請求制度が「相続その他の一般承継により株式を取得した者が当該株式会社の株主となることを株式会社が望まない場合に、定款の定めにより、その者に対して株式の売渡しの請求ができるとしたものであり、売渡しの請求が当該株主の同意なく株式を取得できるものであることから、その請求を「相続その他の一般承継があったことを知った日」から1年以内とすることによって、当該株主の利益との調整を図ったものである。」と説示した上で、以下の理由から、会社が「相続その他の一般承継があったことを知った日」を、特段の事情がない限り、承継原因が相続の場合には、相続開始の原因である被相続人の死亡の事実を会社が知った日と判示する。

ア 会社法176条1項は株式会社の認識の対象を「相続その他の一般の承継があったこと」と定めているのであり、特定の相続人が当該株式の取得をしたことと定めているものではない。相続開始原因（死亡等）があれば相続は開始するのであるから、「相続その他の一般承継があったこと」とは、同条の文言上、相続開始原因があったことを指すと解することができる。

イ 相続人が複数の場合、遺産分割協議がされるまで株式は相続人の共有に属するので、会社は遺産分割協議が行われるまでは共同相続人全員を相続人として扱い売渡請求手続きを進めれば足りる。

ウ 相続放棄等がされた場合、その効力に争いがあり、相続人の確定の紛争が長期化した場合に、相続人の確定まで何年もの間であっても会社が売渡請求を行えることになると、売渡請求期間を制限した法の趣旨を没却し妥当性を欠く。

エ 売渡請求のための株主総会決議では、株式を有する者の氏名または名称を定める必要があるが（会社法175条1項2号）、相続人の範囲に争いがある場合でも、当該株主総会では、法定相続人と考えられる者すべてを相手方として決議をし、以後の手続きの対象としておけば、相続人の手続保障を害するおそれはない。

なお、原決定は、包括遺贈が行われた場合については、会社はその事実を容易に知ることができないため、会社が法定相続人全員を相手方として売渡請求を行っても、適法な手続きとならず、売渡請求の機会を失するおそれがあることを問題点として指摘しながら、そのようなケース等、会社がおよそ株式の承継者を知ることができない等の特段の事情がある場合については、例外的に別個の考慮をする必要があると説示するものの、本件ではそのような特段の事情は認定できないと結論づけている。

③ 東京高決平成19年8月16日の決定要旨

原決定を不服とするX会社による抗告を受けた東京高決平成19年8月16日も、「会社法176条1項ただし書にいう「相続その他の一般承継があったことを知った日」とは、字義どおり、「相続その他の一般承継そのものがあったことを知った日」と解するのが相当である」として、X会社の売渡請求そのものが不適法であると判示するが、その理由としては、原決定が掲げた上記理由に加え、以下の理由を追加する。

ア 相続に伴う遺産分割協議の結果、相続開始時にさかのぼって株式を相続する者が確定し、あるいは遺産および相続人の範囲などをめぐる争いのために株式を相続する者の確定が遅れるという事態が生じる場合であって

も、法的には相続開始時において相続する者は確定しており売渡請求は可能である。

イ 売渡請求の制度は、譲渡制限株式の特殊性にかんがみ、相続その他の一般承継による株式の移転を制限しようとする例外的な制度にすぎないのに、会社が相続その他の一般承継があったことを知りながらなお長期間にわたり売渡請求を行えるものとするのは、売渡請求期間を1年に制限して一般承継による株式帰属の変動を早期に確定させようとする法の趣旨に沿うものとはいえない。

ウ 原決定の立場によれば会社は相続人未確定のうちに売渡請求を行わなければならないとなると、結局、会社は相続人とならないこととなる法定相続人まで巻き込んだ無用な請求をしなければならない一方、認知や法定相続人以外の受遺者がある場合等には相続人の調査が困難・不可能であり売渡請求のしようがないという不都合があるが、株式売渡請求制度はそうした不都合な点のあることを踏まえた上で例外的制度として設けられたものである。

エ 本件でY1らは相続開始時点でAの法定相続人であることが戸籍上も明らかであった者であり、X会社はY1以外のY2～Y4による相続放棄の効果を争っていたことから、特段の事情を認めることができない。

④ 平成19年東京高決の評価と実務上の留意点

東京高決平成19年8月16日（以下、「平成19年東京高決」という。）は、原決定と同様、売渡請求期間の起算日を、会社が「相続その他の一般承継そのものが生じたことを知った日」と解する立場に立つが、会社法176条1項但書の文言に照らせば、判例の立場が支持されて良いと思われる。他方で、平成19年東京高決は、原決定と異なり、包括遺贈のケースのように会社が同社の株式につき一般承継のあったことを容易に知ることができない特段の事情が認められる場合の取扱いについて言及していないため、「特段の事情」が認められる場合

の例外的扱いを認めないのかどうか問題となる。しかし、平成19年東京高決が原決定の理由づけを引用していることから、原決定のいう特段の事情が認められる場合には別途の考慮をする余地を認めるものといえるであろう⁽⁴⁵⁾。

問題は、特段の事情が認められる場合の例外的取扱いがどのようなものであるか、である。判例は、別途の考慮をする余地のあることを指摘するのみで、その場合の具体的取扱いを明らかにしていない。そこで、この問題を株主が死亡したケースについて検討すると、例えば、第1は、会社は、共同相続人に関する限り誰がどれだけ株式を相続しても良いと判断して売渡請求を行わず、株主（被相続人）の死亡を知った日から1年が経過したところ、共同相続人以外の者への包括遺贈の存在が発覚した場合である。この場合は、会社が株主の死亡の事実を知った日から1年が経過しているが、売渡請求期間の起算日を「会社が包括遺贈の存在を知った日」と解し、受遺者が取得した譲渡制限株式について売渡請求を行えると解する必要があるであろう⁽⁴⁶⁾。

第2は、会社が株主の死亡の事実を知った日から1年以内に共同相続人の全員を相手に相続株式の売渡請求をした後に、相続人以外の者への包括遺贈の存在が発覚した場合である。この場合、当該売渡請求は、包括遺贈により相続人と同一の権利義務を有することになる包括受遺者を請求対象に含めていなかった点と、反面、包括遺贈により当該株式の全部または一部を相続しなかったことになる共同相続人対して請求を行っている点において瑕疵があり、無効であると解する余地のあることが指摘されている⁽⁴⁷⁾。そうした解釈を前提とする場合は、受遺者が包括遺贈により取得した株式に関する限りは、会社が包括遺贈の存在を知った日から1年内は売渡請求を行うことが認められると解するべきであろう⁽⁴⁸⁾。

(45) 山下編・前掲書（注(5)）124頁（伊藤雄司）、松尾・前掲判批（注(44)）101頁。

(46) 松尾・前掲判批（注(44)）102頁。

(47) 松尾・前掲判批（注(44)）102頁。

第3は、遺産分割が行われ、それにより相続株式を取得した者に対し会社が適法に売渡請求をしたが、その後になって、相続人以外の者への包括遺贈の存在が発覚したという場合である。この場合、包括遺贈の受遺者は遺産分割の当事者となるため（民法990条）、その者を除外して行われた遺産分割が無効となると解されている⁽⁴⁹⁾。そうすると、遺産分割の結果を前提に会社が包括遺贈の受遺者を対象者に含めずに行った売渡請求の効力が無効となるのかどうかの問題となる。この点は解釈問題であるが、その売渡請求の効力を無効と解する場合には、やはり会社が株主の死亡の事実（相続の開始）を知った日から1年が経過していても、受遺者が取得した株式について売渡請求を行えると解する必要がある⁽⁵⁰⁾。

(3) 共有株主の一部に対する売渡請求の可否と東京高判平成24年11月28日

① 事案の概要

譲渡制限株式の共同相続のように、一般承継株主が複数存在する場合に、そのうちの一部の株主に対し会社は売渡請求を行えるであろうか。

この問題が争点の一つとなったケースが、東京高判平成24年11月28日資料版商事法務356号30頁（共和証券事件）である。同事件は、定款に株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について会社の承認を要する旨の規定と、会社が相続や合併等の一般承継により株式を取得した者に対し当該株式を会社に売り渡すことを請求できる旨の規定（以下、「本件規定」という。）があるY株式会社（被告・被控訴人）が、同社の株式88万株（以下、「本件株式」という。）を有していた訴外株主Aの死亡（平成23年4月4日）によりAの

(48) 松尾・前掲判批（注(44)）102頁。

(49) 星野英一「遺産分割の協議と調停」中川善之助教授還暦記念家族法大系刊行委員会編『家族法大系VI（相続（1））』371頁（有斐閣，1960年）、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法（27）』358頁（伊藤昌司）（有斐閣，1989年）。

(50) 松尾・前掲判批（注(44)）102頁。

遺言に基づき本件株式を取得したX（Aの配偶者）に対し、平成24年3月22日開催の臨時株主総会において本件株式の全部をY会社に売り渡すことを請求する旨の決議（以下、「本件決議」という。）を行ったところ、Xが本件決議の取消しを求めて提訴したという事案である。

本件で、XはもともとY会社の株式を17万8000株保有していた⁽⁵¹⁾が、本件株式の取得については、Xと故Aの間の子である訴外Bが平成23年10月27日にXに対して遺留分減殺請求を行ったため、本件株式がXとBの準共有の状態となったという事情がある。そうした事情から、Xは、本件規定によりY会社が売渡請求を行うことができる相手方は、Y会社の株式を単独で有している者またはY会社の株式を準共有している準共有者の全員であるのに、Y会社がBによる遺留分減殺請求の結果Bと本件株式を準共有することになったXに対してのみ本件株式の売渡請求を行う旨の本件決議は、本件規定に違反するので、取消事由（会社法831条1項2号）を孕むと主張した。そのため、会社の売渡請求が株式を一般承継により取得した準共有者の一人に対して行うことが許されるのかどうか、争点となったものである。

② 原判決（東京地判平成24年9月10日）

原判決（東京地判平成24年9月10日資料版商事法務356号34頁）は、本件でBの遺留分減殺請求により本件株式がXとBの準共有状態にあることを認定した上で、(ア)本件規定および会社法174条ないし177条の規定の文言に鑑みると、本件規定や会社法174条以下の規定は準共有者の一部に対する売渡請求を

(51) 本件のXのように自ら株式を保有し既に株主である者が被相続人の死亡により当該被相続人の所有株式を相続により取得した場合、会社法175条2項により、売渡請求のための株主総会において行使が制限されるのは、一般承継により取得した株式に係る議決権に限るのか、それとも当該一般承継株主が保有する株式の全部に基づく議決権の全部なのか、問題となる。一般承継により取得した株式の保有継続の認否を他の株主が判断する売渡請求制度の趣旨・構造に鑑みると、売渡請求の相手となる一般承継株主は、一般承継により取得した株式に限らず、保有する株式のすべてについて議決権を行使することができないと解される。松本真＝清水毅「譲渡制限株式の相続人等に対する売渡請求（下）」登記情報544号25頁（2007年）。同旨、平野・前掲論文（注(38)）97頁。

排除していないこと、(イ)会社法174条以下に定める売渡請求の制度趣旨に鑑みると、共同相続人の一部のみが他の株主にとって好ましくない場合には当該一部の相続人に対してのみ会社が売渡請求をすれば十分に目的を達成できるのであるから、他の株主にとって好ましくないといえない者も含めて準共有者の全員を相手として売渡請求をしなければならない必然性はないこと、(ウ)相続発生後に遺産分割が行われて株式の準共有状態が解消した場合に会社が相続人の一部に対して売渡請求を当然行えることとの均衡、売渡請求期間が制限されていることを考慮すると、会社が準共有の解消前の段階で準共有者の一部の者のみに対し売渡請求をすることが認められないと解することは妥当でないこと、さらに、(エ)準共有持分権が準共有者において自由に処分しうる独立の権利であることを理由に、本件決議の内容が本件規定に違反することはないと判示する。

そのうえで、原判決は、Y会社が本件決議において、Xの準共有持分割合を特定することなく本件株式の全部につき売渡請求を行うことを定めていることから、こうした決議の有効性が問題となると指摘する。しかし、原判決は、Y会社が本件決議の時点でXの準共有持分割合を正確に把握することが困難であること、Xによる価額弁償や共有持分の分割等により、Xの準共有持分割合が変動する可能性があること、売渡請求について制限（会社法176条1項但書）が設けられていることに鑑みれば、Y会社が株主総会において、Xの準共有持分割合を特定せずに本件株式全部についてのXの準共有持分に対して売渡請求をする旨の決議を行うことも許されると解すべきであると判示し、Y会社の売渡請求の適法性を認めている。

もっとも、原判決は、本来は売渡請求決議において、売渡請求の対象が準共有株式の一部に限られる旨を明示することが望ましかったと付言しながらも、そうした明示を欠いても売渡請求決議の有効性が否定されることはないと説示するが、この指摘は売渡請求の方法に関する有益な指摘であると思われる。

③ 東京高判平成24年11月28日

Xが原判決を不服として控訴したところ、東京高判平成24年11月28日（以下、「平成24年東京高判」という。）は、原判決の判断を引用し、Xの控訴を棄却した。したがって、平成24年東京高判も、原決定の示した理由と同様の理由づけにより、会社が複数の一般承継株主の一部に対して売渡請求を行うことができるとするものである。

なお、平成24年東京高判は、Xが控訴審において行った補充主張に対する判断を付加している。Xの補充主張は、次の2点に集約される。第1は、相続および遺留分減殺請求などにより準共有状態となり、持分割合が確定していない株式については、Y会社が売渡請求の対象とする株式の数（会社法175条1項1号、176条1項）のみならず持分割合を定めることができず、裁判所に売買価格の決定の申立てをしても、裁判所が売買価格の決定を行えないため、当該株式についてはY会社は相続人全員を相手に売渡請求を行う旨の株主総会決議を行うべきである、というものである。第2は、本件決議において売渡請求の対象となる株式の数が88万株と定められたにもかかわらず、その効力がXの準共有持分割合にしか及ばないというのでは、恣意的に本件決議の内容を変更することになり、許されない、というものである。

このうちXの補充主張1に対して、平成24年東京高判は、原判決の説示した理由を引用して、会社が準共有者の一部の者に対して売渡請求を行うことが会社法上禁止されていないと判示するとともに、持分割合が確定していない準共有者の一部の者に対して会社が売渡請求を行う場合において株主総会決議で定めるべき「株式の数」は、最終的に確定した持分割合の限度で有効なものとして定めることができること、裁判所は一株当たりの売買価格を定めれば足り、最終的な売買価格は一株の価格に最終的に確定した持分割合を乗ずることによって確定すると解されることを指摘して、Xの主張が採用できないと判示する。また、Xの第2の補充主張についても、平成24年東京高判は、本件決議が本件

株式のうち X の準共有持分のみを Y 会社に売り渡すことを請求する趣旨でなされた」と認められるため、本件決議の内容の恣意的な変更という指摘も当たらないと判示し、X の主張を排斥している。

④ 平成24年東京高判の評価と実務上の留意点

この事件では X が上告および上告受理の申立てしていたが、最決平成25年10月10日はいずれの申立ても斥けており（資料版商事法務356号31頁）、平成24年東京高判の判断が確定している。

もっとも、平成19年東京高決およびその原決定（前掲東京地決平成18年12月19日）は、相続人が複数の場合は、会社は遺産分割協議が行われるまでの間は共同相続人の全員を相続人として扱い、売渡請求の手続きを進めれば足りる旨を判示しているため、これら先例の判断と、平成24年東京高判およびその原判決（前掲東京地判平成24年9月10日）の見解との整合性が問題となる。平成19年東京高決の事例は、準共有状態にある株式について会社が一般承継株主の一部に対して売渡請求を行えるかどうかという問題が争点となったわけではないが、この問題につき一部の一般承継株主に対する売渡請求も有効であると判示した平成24年東京高判とその原判決（前掲東京地判平成24年9月10日）の見解を否定するものではないと評されている⁵²⁾。

その点とはともかく、会社法175条1項1号の文言に照らしても、また売渡請求制度の制度趣旨に鑑みても、さらに売渡請求期間の起算日が会社において株主の死亡等の一般承継の原因事実が生じた日を知った日と理解され、特段の事情がない限り、その日から1年以内に売渡請求をする必要があることを勧告しても、会社が一般承継株主の一部の者に対して売渡請求を行うことは、適法な売渡請求として認められる必要がある⁵³⁾。

ただ、その場合、会社が売渡請求を行う一般承継株主（共同相続株主）の準

⁵²⁾ 資料版商事法務356号31頁。

⁵³⁾ 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法第2巻』460頁（伊藤靖史）（中央経済社、2008年）。

共有持分割合を把握していないときに、売渡請求のための株主総会の決議で、会社への売渡しを請求する「株式の数」（会社法175条1項1号）をどのように定めるのが、併せ問題となる。平成24年東京高判とその原判決（前掲東京地判平成24年9月10日）は、一般承継により共同相続人に移転し準共有状態になっている株式の全部を売渡請求株式数として株主総会の決議で定めても、その趣旨が、売渡請求の対象となる一部相続人の準共有持分に係る売渡請求であると認められる限り、問題はないとするようである。この種のケースでは、株主総会で未確定の準共有持分に当たる株式数を特定して決議することはできないであろうから、会社が一般承継により移転した株式全部を対象として取り敢えず売渡請求を行うという取扱いが許容されると解する必要があると考えられる。ただ、そうであれば、原判決が正当に指摘するように、売渡請求のための株主総会決議においては売渡請求の対象が準共有株式の一部に限られる旨を明示し、株主総会決議で定めた株式数が売渡請求に基づく取得株式数の上限を画するものであることを明らかにすることが実務上の取扱いとして望ましいといえよう。

ともあれ、会社が当該決議に基づいて、相続その他の一般承継があったことを知った日から1年以内に譲渡制限株式の会社への売渡しを請求するにあたっては、その段階で遺産分割が行われていれば、それにより確定した株式の売渡しを請求することになる。

他方で、売渡請求の段階でまだ遺産分割が未了であるときはどうすればよいか問題となる。その場合は、会社からの売渡請求に当たって、会社法176条2項の要求するところに従い売渡請求の対象となる株式の数を明らかにすることができないからである。この点、会社法176条2項の解釈として、会社は売渡請求対象株主の準共有持分に相当する株式の売渡しを請求する旨を明示して売渡請求を行えば足りると解した上で、会社は当該売渡請求によって相続財産である株式の共有持分を取得し、それに基づいて共有物の分割請求（民法256

条)をすれば良いと解する⁵⁴⁾ほかないと考えられる。

5 売渡請求制度を利用した支配株主の排除に対する法的対応の可否

(1) 売渡請求制度を利用した支配株主の排除（支配権逆転）の可能性

会社法制定により導入された譲渡制限株式の売渡請求の制度は、昭和61年改正試案の構想をもとにしながらも、一般承継株主以外の株主が議決権を行使して行った株主総会の特別決議に基づき会社が一般承継株主から保有株式を強制取得して、他の株主にとって好ましくないと判断される一般承継株主を会社から排除することを可能にした。一般承継株主の同意を不要とした点、相続以外の一般承継のケースを射程に含める点において、平成6年改正商法上の対応について指摘されていた問題点を解消しており、立法措置として妥当なものであると評価できる。

同制度の主たる発動場面として想定されてきたのは、相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得する者が少数派株主であり、当該株主が他の株主にとって好ましくない者であるため、これを排除するための手段として、売渡請求制度が利用されるというものであり⁵⁵⁾、会社法174条以下の規律はそうしたケースにおいて所期の機能を発揮するといえるであろう。しかし、売渡請求のための株主総会決議（会社法175条1項）においては、売渡請求の相手方である株主が議決権を行使することできないとされ（同条2項）、定足数算定の基礎となる株主からも除外されるため（会社法309条2項柱書）、一般承継株主が株式（議決権付株式）の多数を有する株主から当該株式を一般承継している場合には、その他の少数派株主が売渡請求制度を「逆手にとって」多数派株主を会社から排除できる余地があることが指摘されてきた⁵⁶⁾。このようにいわば

54) 松本=清水・前掲解説（注51）24頁、松尾・前掲判批（注44）101頁。

55) 山下編・前掲書（注5）126頁（伊藤雄司）。

56) 岩原・前掲論文（注00）21頁、平野・前掲論文（注3）50頁、来住野究「新会社法における株式譲渡制限法制の評価」山本爲三郎編『新会社法の基本問題』44頁（慶應義塾大学出版会、2006年）。

クーデター的な制度利用⁵⁷⁾が行われた場合、問題は、排除される株主はこれに對抗するためどのような法的手だてを講じることができるか、である。

(2) 株主総会招集差止・株主総会決議取消による支配株主の防御とその可否

この場合、売渡請求の相手方とされる株主がとり得る対抗策に関しては、第1に、事前救済策として、当該売渡請求が取締役の善管注意義務・忠実義務に違反することを理由に当該株主総会の招集の差止（会社法360条）を取締役に対して求めるとともに、当該株主総会の開催禁止の仮処分を求めることができ、第2に、事後の対応策としては、売渡請求決議が特別利害関係株主の議決権行使によりなされた著しく不当な決議に当たるとして、請求対象株主は、その取消しを求めることができ、当該決議は取り消されるべきであるとする見解が唱えられている⁵⁸⁾。多数派株主が締め出されることの不合理性も確かに否定できないため、こうした見解は傾聴に値するともいえる。

しかし、第1に、売渡請求制度は株式譲渡制限制度と同様、譲渡制限株式の取得者が他の株主にとって好ましくない者である場合に、これを会社経営に参加させないことを制度趣旨とするため、保護法益は、一般承継株主以外の株主の利益であることが看過されてはならない。したがって、取締役が、一般承継株主以外の株主の立場から見て一般承継株主が好ましくないと判断する以上、そもそも取締役が当該一般承継株主に対する会社からの売渡請求を行うための手続きをとることは、取締役の善管注意義務や忠実義務に違反せず、制度趣旨に忠実な職務遂行といえる。それゆえ、取締役の義務違反を理由に請求対象株主が売渡請求のための株主総会の招集の差止等を請求しうるとする上記見解は、売渡請求制度の趣旨に照らして妥当でないと考えられるし、また、この場合に会社には損害も認定できないであろうから、差止請求の要件を充足するこ

57) 平野・前掲論文（注3）50頁。

58) 平野・前掲論文（注3）50頁～51頁。

とがなく、その意味でも上記見解には無理がある⁵⁹⁾。

第2に、売渡請求制度の上記趣旨に照らしても、売渡請求の可否を残存株主が判断するという同制度の構造からしても、いわば追い出す側に立つ株主が売渡請求のための株主総会決議において特別利害関係株主に該当すると解することは無理があるように思われる⁶⁰⁾。

支配権逆転をもたらす売渡請求制度の利用が、想定内の事態なのか、想定外のケースなのかは判然としないが、制度の構造上は仕方がないと割り切らざるを得ず、上記のような解釈を展開して売渡請求権の発動に一定の法的制約を課すことは困難といわざるを得まい。

(3) 一般承継株主にも議決権行使を認める立法論とその当否

売渡請求制度を利用した少数派株主による支配株主の排除に対し会社法の関連規定の解釈によって対応することには困難が伴うと考えられる。そうであれば、立法論として、売渡請求制度の構造を見直し、大株主ないし支配株主が少数派株主の意向によって支配権を奪われる事態を防ぐため、一般承継株主にも売渡請求のための株主総会決議において議決権を行使しうるものとするかどうか。

学説の中には、こうした措置を採用すべきとの立法論を主張する論者が一部にある⁶¹⁾。昭和61年改正試案も、明示こそしていないが、一般承継株主の意向も売渡請求に係る株主総会決議に反映させることを想定していたようである。その意味で、一部学説が唱えるこの立法論は、昭和61年改正試案の提示していた構造へと会社法174条以下の売渡請求制度を改めることを提言するものでもあろう。

59) 同旨、山下編・前掲書（注5）126頁（伊藤雄司）。

60) ほほ同旨、山下編・前掲書（注5）126頁（伊藤雄司）。

61) 来住野・前掲論文（注56）44頁。

たしかに、多数の株式を承継した一般承継株主が特定の譲受人に対する譲渡制限株式の譲渡につき譲渡等承認請求を行った場合には、当該会社が取締役会を設置していない会社であるときは、定款に別段の定めがない限り、当該譲渡による取得を承認するか否かを株主総会の決議を以て決するものとされ（会社法139条1項本文）、当該決議では、譲渡人となる株主も特別利害関係人（会社法831条1項3号）にこそ該当するが⁶²⁾、議決権を行使することは可能である。これとの対比で考えると、譲渡制限株式の売渡請求のための株主総会決議においても、売渡請求の相手方である一般承継株主の議決権行使を認めるべきとの前記立法論は決して不合理なものではあるまい。しかし、譲渡等承認請求に対する承認の可否を株主総会の決議により判断する場合において、譲渡株主が議決権を行使しうること自体、問題であるように思われる。むしろ、売渡請求制度との比較で考えると、株主総会において譲渡等承認請求に対する承認の可否を決する決議を行う場合についても、譲渡株主の議決権行使を制限することを検討すべきではなかろうか。そうだとすると、売渡請求制度の制度趣旨に照らして、前記立法論には賛成することはできまい。

6 終わりに

会社法により導入された譲渡制限株式の一般承継の場合における会社からの売渡請求制度は、株式譲渡制限制度の機能を、同制度の射程の及ばない当該株式の一般承継の場合について補完するものである。しかし、一般承継株主の議決権制限ゆえに、それ以外の株主が少数派であっても、多数派である一般承継株主を売渡請求制度によって会社から締め出すことを可能にするもろ刃の剣である。この制度により多数派株主の追い出しまで行える点については、前述のとおり、解釈論においても立法論においても有効な法的対応が見出せないが、

⁶²⁾ 山下編・前掲書（注4）395頁（山本爲三郎）、江頭・前掲書（注3）228頁（注4）、酒巻＝龍田・前掲書（注53）312頁（齊藤真紀）。

この点は仕方がないと割り切らざるを得まい。

とはいえ、株主の同意なしに株主を会社から排除するその他のキャッシュ・アウト手段（全部取得条項付種類株式、株式併合、組織再編）はいずれも多数派株主による少数派株主の締出しであることと比較すると、キャッシュ・アウト手段としての売渡請求制度の特殊性は明らかである。その点を考えると、裁判所が売買価格決定裁判において、排除される支配株主の株式に支配プレミアムを加算して経済的な補償を実現することが求められるところであり、間接的であるが、そのことを通じて、少数派株主による多数派株主の追い出しに対する一種の抑止効果が期待されることになる。

あるいは、譲渡制限株式の売渡請求制度を定款に定める株式会社においては、支配株主・多数派株主の保有株式が相続または包括遺贈により相続人・受遺者に一般承継された場合に、支配株主等の地位を承継した相続人等が、少数派株主のみが参加する株主総会の決議に基づく売渡請求の発動によって当該会社から排除される事態を防ぐ方法として、当該会社の定款に、会社が売渡請求を行うためには株主総会決議のほか種類株主総会の決議を要するものとする拒否権付種類株式（会社法108条1項8号）を発行することができる旨を定めた上で、当該種類株式を予め支配株主・多数派株主に発行し保有させることが考えられる。支配株主等の死亡を原因としてその保有株式をこの種の種類株式も含めて承継した一般承継株主は、少数派株主側が売渡請求のための株主総会決議を成立させようとしても、種類株主総会としてこれを否決することにより、当該株主総会決議の成立を阻止することができる。したがって、拒否権付種類株式を用いた防御策の採用も、実務上の工夫として検討の余地はあろう。

ただ、売渡請求を受けた多数派株主としての一般承継株主が議決権を行使できないものとされながら、当該株主総会決議の成立に対して拒否権を発動できるとすることは、売渡請求を受ける一般承継株主を除いた残存株主の意思のみで売渡請求の決定を行わせようとする売渡請求制度の趣旨・構造との関連で、

問題なしとはせず、このような拒否権付種類株式の発行・利用が会社法上可能かどうかは一つの問題であるかもしれない。

また、仮に拒否権付種類株式を用いた上記防御策が支配株主側に認められるとしても、譲渡制限株式の一般承継が合併や会社分割を原因として行われるケースも含めて当該防御策が認められてよいかどうかは、改めて検討を要する問題と思われる。ここでは、多分に、合併当事会社の変動が問題となるところ、一般承継株主が合併または会社分割により過半数株式を取得した場合にも、当該一般承継株主を引き続き株主として扱い共同事業を行うのか、それとも当該株主を共同事業から排除するのかの判断は、少数派株主として残存する合併当事会社側が行うべきだからである。

紙幅の関係上、これらの点については問題の指摘にとどめ、その検討は他日を期したい。